

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
施設改修	<p>市内に本社、本店、支店、事業所等を有する法人又は住所を有する個人事業者に委託して行う施設改修に係る工事に要する費用。ただし、次に掲げる工事に要する費用を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 駐車場の工事 (2) 空き店舗と別棟の倉庫の工事 (3) 造園、門扉、塀又は外構のみの工事 (4) 下水道への接続のみの配管工事 (5) 合併処理浄化槽設備工事 (6) 施設改修の工事を伴わない解体工事 (7) 内装工事を伴わない電気製品及び照明器具の取替工事 (8) その他市長が適当でないとする工事
設備投資	<p>次に掲げるすべての要件を満たす有形固定資産の取得に要する費用</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取得価格が1つにつき100,000円以上であること。 (2) 直接的に事業の用に供するものであること。 (3) 中古品又はリース契約に基づくものでないこと。 (4) その他市長が必要とするものであること。

備考 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含む。